

定 款

日 本 坩 堝 株 式 会 社

日本坩堝株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は日本坩堝株式会社と称し、英文ではこれをNippon Crucible Co. , Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種坩堝の製造および販売
2. 窯業製品・耐火材料その他工業用材料の製造および販売
3. 炭素材料の製造、加工および販売
4. 土木・建築材料の製造、加工および販売
5. 粘土その他鉱物の採掘、精製、加工ならびにこれに関連する製品の製造および販売
6. 各種工業炉の設計、製作、施工ならびにこれに付帯する機器・原材料類の製造および販売
7. 環境保全設備・一般産業機械の設計、製作、施工および販売
8. 毒物・劇物を含む工業用薬品の販売
9. 技術・製品・商品および原材料類の輸出入
10. 不動産の賃貸および管理
11. 太陽光発電ならびに電気の供給に関する事業
12. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
13. 前各号の目的を達するため必要または有利な事業への投資
14. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

- ② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。
- ③ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(買収防衛策)

第18条 当会社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、「買収防衛策」とは、資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策をいう。

- ② 当会社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

- ③ 当会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

1. 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと
2. 当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

- ② 取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は、特に法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集および運営)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- ③ 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および業務担当取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
- ③ 取締役社長は、業務の執行を統括する。
- ④ 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故があるときは、その職務を代行する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(相談役または顧問の委嘱)

第26条 取締役会の決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

② 監査役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集および運営)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮することができる。

② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

③ 監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領のない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

以 上
(2023年3月2日 改正)